

## 国民健康保険税

国民健康保険は県及び市が補助金などの公費や保険税で運営しています。国民健康保険に加入された方には保険税を納めていただくことになります。保険税は国民健康保険を運営していくための大切な財源です。

### 1. 国民健康保険税を納める人（納税義務者）

国民健康保険税の納税義務者は、原則世帯主の方となります。そのため、世帯主の方が国民健康保険に加入されていない場合でも、ご家族の中に国民健康保険加入者がいれば、世帯主の方が納税義務者となります。これを擬制世帯主（擬主）といいます。（地方税法第703条の4）

### 2. 税額の計算方法

国民健康保険税は、前年の所得金額に応じて負担いただく所得割と世帯内の国民健康保険加入者数に応じて負担いただく均等割の合算額です。基礎賦課分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分をそれぞれ算定し、合算した額が1年分の税額です。（介護納付金分については40歳以上65歳未満の方のみ課税されます。）

#### ■国民健康保険税額の計算方法

$$\text{国民健康保険税} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

※基礎賦課分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分をそれぞれ算定し合算します。

#### ■所得割額の計算方法

$$\text{所得割額} = (\text{前年の総所得金額等} - \text{基礎控除43万円}) \times \text{①税率}$$

#### ■均等割額の計算方法

$$\text{均等割額} = \text{世帯内の国民健康保険加入者数} \times \text{②均等割額}$$

	基礎賦課分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分 40歳以上65歳未満
①所得割額の税率	6.0%	2.6%	2.2%
②均等割額（1人につき）	27,000円	12,000円	18,000円
③課税限度額	65万円	20万円	17万円

① 年度途中で加入の方や喪失された方については「加入月数割」での計算になります。

### 3. 軽減措置

#### (1) 所得による軽減

一定の所得以下の世帯に対して、均等割額が軽減されます。基準は以下のとおりです。

	世帯の所得金額の合算額
7割軽減	43万円＋{10万円×(給与所得者数の数－1)}
5割軽減	43万円＋{28.5万円×(加入者数＋特定同一世帯所属者数)} ＋{10万円×(給与所得者数の数－1)}
2割軽減	43万円＋{52万円×(加入者数＋特定同一世帯所属者数)} ＋{10万円×(給与所得者数の数－1)}

※世帯主及び特定同一世帯の前年の所得は、国保に加入・未加入に関わらず判定所得に含みます。

※「給与所得者等」とは、給与収入55万円超の方及び公的年金等の収入60万円超（65歳以上は125万円超）の方です。

※「特定同一世帯所属者」とは、同じ世帯で国保から後期高齢者医療制度に移行された方です。

※世帯主または被保険者の中に一人でも未申告者がいる場合は、軽減非該当となります。

#### (2) 解雇などによる失業者の特例

65歳未満の雇用保険受給資格者のうち、「特定受給資格者」（倒産、解雇などによる離職）及び「特定理由離職者」（雇い止めなどによる離職）である方は、前年の給与所得を30/100とみなして国民健康保険税を算定します。軽減期間は、離職した翌日から翌年度末までです（国民健康保険を脱退した場合、軽減は終了）。

雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄又は、「離職年月日 理由」欄に次のコードが記載されている方が該当になります。

	対象となる理由コード
特定受給資格者	「11」「12」「21」「22」「31」「32」
特定理由離職者	「23」「33」「34」

#### (3) 後期高齢者医療制度に伴う軽減

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、同一世帯の75歳未満の方が引き続き国民健康保険に加入する場合、後期高齢者医療制度に移行した方の所得も含めて軽減判定を行います（(1)を参照）。

#### (4) 未就学児に対する軽減

被保険者の年度末年齢が0歳から6歳の未就学児に対して、均等割額を5割軽減します。

## 4. 減免について

次の要件に該当する場合は、減免を受けることができます。

- ①災害等により被害を受け生活が著しく困難となったもの。
- ②失業等により所得が皆無となったもの。
- ③職場の健康保険などに加入している方が後期高齢者医療制度へ移行したことに伴い、その方の被扶養者から国民健康保険に加入することになった 65 歳以上の方がいる世帯（旧被扶養者該当世帯）
- ④新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- ⑤新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する世帯
  - i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分 3 以上であること。
  - ii 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得並びに国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第 314 条の 2 第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が 1,000 万円以下であること。
  - iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。
- ⑥被保険者の年度末年齢が 7 歳から 18 歳（小学生から高校生相当）の被保険者。